

優良建設業者の優遇措置について

当市では、現在、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施行を確保することを目的に、毎年、市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者を表彰しています。

なお、令和元年度から優良建設業者として表彰を受けた建設業者に対して、一般競争入札等の参加機会を拡大する優遇措置を設けました。

1. 優遇措置の内容

現在、一部の工種において、工期が重複する一般競争入札に参加することができませんが、
優良建設業者については、後日公告の一般競争入札に参加できるものとします。

(ただし、入札参加については建設業法上の技術者が適正に配置できる場合に限ります。)

優遇措置は、令和7年9月から令和8年8月までの期間に最大2回まで行使できるものとします。なお、優遇措置を行使した場合、落札した時点で終了となります(下図参照)。

2. 実施時期

令和7年9月から 令和8年 8月までの1年間

3. 対象者

令和7年度優良建設業者表彰受賞者

